

小野市離職者等生活支援給付金給付事業 申請要領

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、3か月以上雇用されていた方が事業所の都合により解雇されるなど離職を余儀なくされた方、または令和2年度の就職内定を取り消された方に、市が生活支援給付金を給付します。

2. 給付金額

上限：10万円

- 離職前の1か月あたりの平均賃金相当額（賞与等を除く3か月間の平均）により算出します。
- 内定を取り消された方は、初任給をもとに算出します。
※1,000円未満の端数は切り捨て。
※給付金の給付は、対象者1人につき1回限り。

3. 対象要件

以下それぞれの対象において、すべての要件を満たす方

離職者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日～令和2年6月30日までの期間に事業所の都合により解雇されるなど離職を余儀なくされた方で、申請日において再就職の見込みがない。
- 令和2年4月1日から申請日まで引続き小野市に住所を有している。
- 離職の日以前に3か月以上の間、同一の使用者に雇用されていた。
- 生活保護を受給していない。

内定取消者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の就職の内定が取り消され、申請日において再就職の見込みがない。
- 令和2年4月1日から申請日まで引続き小野市に住所を有している。
- 生活保護を受給していない。

4. 申請期間

令和2年6月10日（水）～令和2年8月31日（月）まで

5. 申請書類

離職者

①離職者等生活支援給付金給付申請書兼請求書

（市ホームページからでもダウンロードできます）

②振込口座の通帳の写し

(申請者名義の通帳の見開きページの写し)

③離職日が確認できるもの

(雇用保険受給資格者証、離職票、離職証明書の写し等)

※市が定める様式(離職証明書)でも代替可能とします。

④離職前3か月の賃金を確認できる書類

(給料明細書等の写し)

※市が定める様式(離職証明書)でも代替可能とします。

※新型コロナウイルス感染症に伴う勤務調整により、収入が一時的に減少した場合は、直近3か月のものでなくても可能とします。(ただし、離職日以前1年前のものに限ります)

⑤その他市長が必要と認める書類

内定取消者

①離職者等生活支援給付金給付申請書兼請求書

(市ホームページからダウンロードできます)

②振込口座の通帳の写し

(申請者名義の通帳の見開きページの写し)

③令和2年度の就職の内定を取り消されたことを証する書類

(内定取消通知書の写し等)

④初任給の金額がわかるもの

(採用時のパンフレット等で金額が確認できるもの)

⑤その他市長が必要と認める書類

6. 申請方法

感染拡大防止のため、原則として郵送で申請書類をお送りください。

令和2年8月31日(月)【必着】

【送付先】

〒675-1380 小野市中島町 531
小野市 地域振興部 産業創造課 宛

7. 問い合わせ先・申請先

小野市 地域振興部 産業創造課 (小野市役所3階)

〒675-1380 小野市中島町 531

電話番号: 0794-70-7137

受付時間: 午前8時45分～午後5時15分 (土日祝日を除く)